1. 手　　帳

様々な障害福祉サービスを利用するためには、障害者手帳が必要です。障害の内容によって、（1）身体障害者手帳、（2）療育手帳、（3）精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。それぞれの手帳で受けられる主な障害福祉サービスは、「別表1　障害者手帳の等級及び程度別施策早見表　」（1頁）をご覧ください。

（1）身体障害者手帳

身体に障害があり、身体障害者福祉法に定められた障害に該当する場合に、埼玉県知事から手帳が交付されます。手帳は障害の程度によって重い方から1級から6級に区分され（「別表2　身体障害者程度等級表」（96 頁））、等級に応じて各種のサービスを利用することができます。

【対象となる障害】

障害の内容	障害区分	障害等級
目の不自由	視覚障害	1級～6級
耳の不自由	聴覚障害	2級～4級・6級
歩行の不自由	平衡機能障害	3級・5級
音声・言語又はそしゃくの不自由	音声・言語・そしゃく機能障害	3級・4級
手・足・体の不自由	肢体不自由	1級～6級
日常生活の不自由	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害	1級・3級・4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級～4級
	肝臓機能障害	1級～4級

※手帳は、それぞれに永続する障害がある方に交付されます。

【申請に必要なもの】手帳の交付には申請が必要です。

（1）**申請書**（障害福祉課、支所市民福祉課の窓口にあります。）
（2）都道府県知事が指定した医師の**身体障害者診断書・意見書**（申請日から3か月以内のもの、用紙は窓口にあります。）
（3）**写真2枚**（縦4cm×横3cm、上半身が写っており、脱帽で1年以内のもの）
※写真は手帳交付時に必要となります。
（4）**個人番号（マイナンバー）カード又は通知カード**

※都道府県知事が指定した医師については、担当窓口で確認してください。

★詳しくは障害福祉課又は支所市民福祉課へお尋ねください。

【障害の程度変更】

障害の程度が変わったときや、新たな障害が加わったときは、指定医師の診断書を添えて申請してください。

【居住地変更・氏名変更】

転居又は転出された場合、窓口で転居又は転出の手続きを行い、速やかに新しい居住地の市福祉事務所又は町村役場に「居住地変更届」を提出してください。氏名を変更された場合も、居住地の市福祉事務所又は町村役場に届け出てください。

【再交付】

紛失又は破損したときは、再交付の申請をしてください。

※写真2枚（縦4cm×横3cm、上半身が写っており、脱帽で1年以内のもの）が必要です。

【返　還】

手帳の交付を受けた方が死亡された場合、又は障害の程度に該当しなくなった場合は、手帳は都道府県知事に返還しなければなりませんので、市担当窓口へ届け出てください。

【注意事項】

・手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。

・15歳未満の児童については、保護者の方が本人に代わって申請することとなっています。

【窓　口】

本　　庁：障害福祉課　　電話 25－1125 FAX 23－1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71－5889 FAX 72－1630

（2）療育手帳

知的な障害があり、埼玉県の機関で判定を受け、一定の基準に該当すると認められる場合に、埼玉県知事から手帳が交付されます。

障害の程度によって重い方からⒶからCに区分されており、等級に応じて各種のサービスを利用することができます。

【対象となる方】

埼玉県総合リハビリテーションセンター又は熊谷児童相談所において、知的障害と判定された方に交付されます。

【手帳の区分】

障害の程度	最重度	重度	中度	軽度
手帳の等級	Ⓐ	A	B	C

【申請に必要なもの】手帳の交付には申請が必要です。

（1）**申請書**（障害福祉課、支所市民福祉課の窓口にあります。）

（2）母子手帳や通信簿（成績表）などの本人の生育歴に関するもの

（3）**写真2枚**（縦4cm×横3cm、上半身が写っており、脱帽で1年以内のもの）

※写真は手帳交付時に必要となります。

（4）**個人番号（マイナンバー）カード又は通知カード**

★詳しくは障害福祉課又は支所市民福祉課へお尋ねください。

【手帳の再判定】

療育手帳は、有期認定（ある一定の年齢に達すると生涯認定になる場合もあります。）のため、手帳に記載されている次回判定日前に、児童相談所（18歳未満）あるいは、埼玉県総合リハビリテーションセンター（知的障害者更生相談所）（18歳以上）で再度判定を受けてください。この場合の手続きも新規交付の時と同様です。

（再判定に必要なもの）

①申請書（障害福祉課、支所市民福祉課の窓口にあります。）

②療育手帳

③写真2枚（縦4cm×横3cm、上半身が写っており、脱帽で1年以内のもの）

※写真は手帳交付時に必要となります。

④**個人番号（マイナンバー）カード又は通知カード**

★詳しくは障害福祉課又は支所市民福祉課へお尋ねください。

【居住地変更・氏名変更】

転居又は転出された場合、窓口で転居又は転出の手続きを行い、速やかに新しい居住地の市福祉事務所又は町村役場に「療育手帳交付等申請（届出）書」を療育手帳とあわせて提出してください。氏名を変更された場合も上記「申請（届出）書」を提出してください。

【再交付】

紛失又は破損したときは、再交付の申請をしてください。

※写真2枚（縦4cm×横3cm、上半身が写っており、脱帽で1年以内のもの）が必要です。

【返　還】

手帳の交付を受けた方が死亡された場合、又は障害の程度に該当しなくなった場合は、手帳を都道府県知事に返還しなければなりませんので、市担当窓口へ届け出てください。

【注意事項】

手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。

【窓　口】

本　　庁：障害福祉課　　電話 25－1125 FAX 23－1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71－5889 FAX 72－1630

(3)精神障害者保健福祉手帳

精神に障害があり、一定の基準に該当すると認められる場合に、埼玉県知事から手帳が交付されます。障害の程度によって重い方から1級、2級、3級の3段階に区分され、等級に応じて各種のサービスを利用することができます。

【対象となる方】

精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方

【申請に必要なもの】手帳の交付には申請が必要です。

（1）**申請書**（障害福祉課、支所市民福祉課の窓口にあります。）

（2）**診断書（精神障害者保健福祉手帳用）**又は**障害年金証書などの写し**

＊診断書

初診日から6か月以上経過した時点のもの。（用紙は窓口にあります。）

＊障害年金証書などの写し

精神の障害を支給理由とする障害年金の年金証書の写しと、直近の年金振込通知書又は年金支払通知書の写し

（3）**写真1枚**（縦4cm×横3cm、上半身が写っており、脱帽で1年以内のもの）

※写真は手帳交付時に必要となりますが、申請者の意思により、手帳に写真を貼らないこともできます。詳しくは窓口へお尋ねください。

（4）**個人番号（マイナンバー）カード又は通知カード**

★詳しくは障害福祉課又は支所市民福祉課へお尋ねください。

【有効期限】

2年（2年ごとに障害の状態を再認定し更新します。有効期限の3か月前から更新の申請ができます。）

【障害の程度変更】

障害の程度が変わったと思われる方は、医師の診断書又は年金証書等の写しを添えて申請してください。

【居住地変更】

① 県内（さいたま市を除く。）での転出の場合は、速やかに新しい居住地の市役所又は町村役場に届け出てください。

② 県外へ転出された場合は、新しい居住地を管轄する市町村を経由して都道府県へ届け出て、新たな手帳の交付を受けてください。

【氏名変更】

速やかに市担当窓口へ届け出てください。

【再交付】

紛失又は破損したときは、写真を添えて再交付の申請をしてください。

※申請者の意思により、手帳に写真を貼らないこともできます。詳しくは窓口へお尋ねください。

【返 還】

手帳の交付を受けた方が死亡された場合、又は障害の程度に該当しなくなった場合等は、手帳を都道府県知事に返還しなければなりませんので、市担当窓口へ届け出てください。

【注意事項】

・手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。

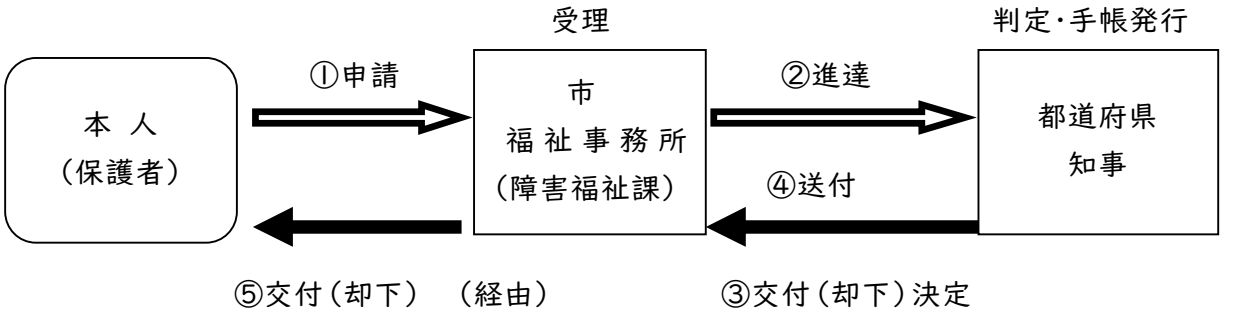
・手帳の申請は、家族や医療機関職員等が代行することができます。

【窓 口】

本　　庁：障害福祉課　　電話 25－1125 FAX 23－1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71－5889 FAX 72－1630

(4) 手帳交付の流れ



※ 手帳については、障害の程度に該当する場合に交付されますが、提出された診断書等に基づき埼玉県による判定審査があり、申請から交付までに通常2か月程度の期間がかかります。

また、提出された診断書等で判定審査ができない場合には、関係書類の再提出などがあり、さらに2～3か月の期間がかかる場合があります。